



## 新旧理事の業務引継ぎに関する細則

平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

### (目的)

第 1 条 本細則は、毎年の総会での新旧理事交代にともない、新旧理事間の担当する常置委員会、ワーキンググループ、タスク等（以下、「常置委員会等」という）の業務引継ぎによる学会活動の停滞期間を最短化し、新任理事が就任後すみやかに自らの担当する職務を遂行することによって学会活動の円滑な推進に資することを目的とする。

### (任務)

第 2 条 新旧理事間の担当する常置委員会等業務の引継ぎを早期かつ確実にこなうため、以下の方策を講じるものとする。

- (1) あらかじめ総会前に会長は各理事の責任分担を規定した常置委員会担当役員案（含む委員長等の指名）を作成し、総会直後の理事会にて決定するものとする。
- (2) 各理事の担当する常置委員会等業務の早期理解と課題把握に資するため、総会直後の理事会において理事会関連規則類に加えて下記資料を配布するものとする。
  - ①各理事が担当する常置委員会等の規則類一式
  - ②各理事が担当する常置委員会等の前年度の活動実績
  - ③各理事が担当する常置委員会等の懸案事項リスト（現状と対応策）
- (3) 各常置委員会等の委員長は、あらかじめ上記（2）②、③を作成し、総会前の理事会（5 月下旬）に提出するものとする。
- (4) 総会をおこなう日の午前中に 2 時間程度、理事会運営等に関する説明会をおこなう。メンバーは現在および新任予定の理事・監事とする。なお実質的な引継ぎは、総会当日午後の理事会において確実に実施する。
- (5) 委員長が交代する常置委員会等においては、各年度初回の各常置委員会等において、前任の委員長および委員にも出席を依頼し、懸案事項の確実な引継ぎに努めるものとする。合わせて当該常置委員会等に所属する 2 年目理事は、新任理事が担当業務を早期に熟知するよう責任を持って支援するものとする。
- (6) 常置委員会等の委員長は、年度内に対処すべき主要課題を 7 月理事会に報告する。

### (改定)

第 3 条 本細則の改定は、総務財務委員会または理事会幹事が起案し、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 平成 19 年 5 月 22 日 第 487 回理事会制定、同日施行

## 2 改定履歴

- ① 平成 25 年 11 月 26 日 第 4 回理事会承認
- ② 内規を細則に変更 平成 28 年 2 月 18 日 第 8 回総務財務委員会起案, 平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

### 附則

- 1 平成 25 年 11 月 26 日改定の内規は, 理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 22 日改定の細則は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。